

ユニフォーム等掲載商業広告規程

目 次

ユニフォーム等掲載商業広告規程

第1条 承認手続き	<u>157</u>
第2条 広告表示制限および停止	<u>157</u>
第3条 広告表示範囲	<u>157</u>

ユニフォーム等掲載商業広告規程

第1条 承認手続き

ユニフォーム等に第3者の広告表示を希望する選手およびチームは、スポンサーの名称、業種、概要と広告内容について事前に所属する加盟団体承認を受けた後加盟団体事務局を通して本連盟に下記内容を申請し承認を得なければならない。

- (1) 広告表示の内容デザイン・ロゴ・色彩・突起等を提出
- (2) ユニフォームの広告表示希望期間

第2条 広告表示制限および停止

- (1) 本連盟または公認競技会主催者は競技会規程等により選手・チームの広告表示を制限することができる。
- (2) 広告表示は公序良俗に反するものでなく、表示された広告が不適當であると判断された場合本連盟および公認競技会主催者は広告表示を停止させることができる。
- (3) 承認を得た広告表示以外の場合承認を取り消すことができる。
- (4) 本連盟の許可した企業および団体の広告以外は表示できない。
- (5) 本連盟が派遣する国際大会のユニフォームには表示できない。

第3条 広告表示範囲

- (1) 上衣、競技シャツ、帽子、チェストガードに限定する。
- (2) 表示箇所は下記項目の面積を超えてはならない。

上衣・競技シャツ前面	80 cm ²	背面は認めない。
袖	50 cm ²	
帽子	50 cm ²	
<u>チェストガード</u>	80 cm ²	

- (3) 広告表示箇所1箇所に1社のみとする。

復讐の禁

|

一 般 会 員 規 程

目 次

一 般 会 員 規 程

第1章 総 則	<u>1 6 1</u>
第2章 会員登録	<u>1 6 1</u>
第3章 会員の資格	<u>1 6 1</u>
第4章 競 技 会	<u>1 6 2</u>
第5章 役員の責務	<u>1 6 2</u>
第6章 罰 則	<u>1 6 2</u>
第7章 補 則	<u>1 6 3</u>
付 則	<u>1 6 3</u>

一般会員規程

第1章 総則

- 第1条 公益社団法人全日本アーチェリー連盟（以下「本連盟」という）は、公益財団法人日本スポーツ協会が制定した「日本スポーツ協会スポーツ憲章」の主旨を体してアーチェリー競技の普及発展をはかる。
- 第2条 本連盟の会員（以下「会員」という）は本規程を遵守し、競技者として節度ある行動に終始し、もって本連盟およびアーチェリーの名誉を高める為に努力しなければならない。

第2章 会員登録

- 第3条 本連盟の会員とは、所定の手続きを経て加盟団体に登録した競技者、指導者および役員をいう。
- 第4条 本規程は本連盟に所属するすべての会員に適用される。

第3章 会員の資格

- 第5条 本連盟の加盟団体は、次に掲げる者を会員とすることはできない。
なお既に会員である場合は、第6章第10条（罰則規程）に従うものとする。
- (1) 安全マナーを守らぬ者。
 - (2) 本連盟が禁止した競技会に参加した者。
 - (3) 競技に際しドーピングまたは暴力行為などによりフェアプレー精神に違反した者。
 - (4) 事前に所属する加盟団体を通じて本連盟の承認を得ず、自分の氏名、写真または競技実績を（自らまたは第三者のために）アーチェリーに関する広告に使用すること。
 - (5) その他、本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけた者。

第6条 本連盟の加盟団体またはその会員が、アーチェリーに関する放送、座談会その他の行事に出演、参加を求められた場合は、あらかじめ本連盟に届けなければならない。この場合において本連盟が適当でないと認めた時は、これを禁止することができる。

第4章 競技会

第7条 本連盟または加盟団体は、競技会を開催するにあたって、他の団体を共催、後援あるいは協賛者として加えることができる。

- (1) 本連盟または加盟団体が賞金付き競技会を開催する場合は、本連盟の理事会の決議を要するものとする。
- (2) 競技者はその賞金を本連盟経由で受け取ることができる。ただし、世界アーチェリー連盟（WA）の基準に準ずるものとする。
- (3) 競技会を利用して行う商業宣伝は、あらかじめ本連盟の承認を得なければならない。ただし、競技会のプログラム・ポスターを利用する場合はこの限りでない。

第8条 本連盟が関係する競技会の賞は、原則としてトロフィー、カップ、メダルなどとする。副賞を授与する時は、競技会の品位を傷つけないものに限る。

第5章 役員の責務

第9条 本連盟の役員は、常に品位と名誉を重んじ、競技者の模範となるように行動しなければならない。

第6章 罰則

第10条 会員が本規程に違反し、品位を損ない、本連盟の名誉を傷つけたときは、倫理委員会で審議し、理事会で決定のうえ罰則を与えることができる。

第7章 補 則

第 11 条 本規程に定めていない事項については、日本スポーツ協会スポーツ憲章を準用するものとする。

第 12 条 アーチェリー競技またはその運営に関して行った決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従って行う仲裁により解決されるものとする。

第 13 条 本規程の改訂は、本連盟の理事会で決定する。

付 則

本規程は 平成16年 4月 1日 より施行する。

平成16年	4月	1日	制定施行
平成20年	4月	1日	改訂増補
平成24年	10月	1日	改訂増補
平成26年	4月	1日	改訂増補
令和 2年	7月	11日	改訂増補

復讐の禁

公認審判員規程

目 次

公 認 審 判 員 規 程

第1条	目 的	<u>1 6 7</u>
第2条	種 別	<u>1 6 7</u>
第3条	1級公認審判員	<u>1 6 7</u>
第4条	2級公認審判員	<u>1 6 7</u>
第5条	3級公認審判員	<u>1 6 7</u>
第6条	審査および認定	<u>1 6 7</u>
第7条	認定基準	<u>1 6 9</u>
第8条	更 新	<u>1 6 9</u>
第9条	資格の喪失	<u>1 7 0</u>
第10条	審判員の指定	<u>1 7 0</u>
第11条	登録料および更新料	<u>1 7 0</u>
第12条	資格の復活	<u>1 7 0</u>
第13条	地区審判委員会	<u>1 7 1</u>
第14条	改 正	<u>1 7 1</u>
第15条	施 行	<u>1 7 1</u>

公認審判員規程

第 1 条（目的）

本規程は、(公社)全日本アーチェリー連盟（以下本連盟という）および本連盟に加盟するアーチェリー団体（以下加盟団体という）が開催する競技会の権威と公正を期するための公認審判員制度について定める。

第 2 条（種別）

公認審判員の種別は、1級、2級および3級の3種別とする。

第 3 条（1級公認審判員）

1級公認審判員は、審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、本連盟が主催する競技会またはWA公認の競技会、または本連盟が公認する競技会の競技委員長、審判長、DOSまたは審判員の任に当たる資格を有する。

第 4 条（2級公認審判員）

2級公認審判員は、審判業務について熟達した技術を有し、本連盟が主催する競技会またはWA公認の競技会の審判員、または本連盟が公認する競技会の審判長、DOSまたは審判員の任に当たる資格を有する。

第 5 条（3級公認審判員）

3級公認審判員は、審判業務について一定水準以上の技術を有し、本連盟が主催または公認する競技会の審判員の任に当たる資格を有する。
ただし、(一社)全日本学生アーチェリー連盟関係競技会においては審判長およびDOSは3級とすることができる。

第 6 条（審査および認定）

公認審判員の審査および認定は、次により行う。

1 審判員の資格

審査および承認に係る確認を行う者は、1級公認審判員であって、審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、指導できる者とする。

- 1級公認審判員は、審査時に2級公認審判員であって、本規程第7条第1項に基づいて本連盟競技部の審査(認定検定試験および実務研修(事前研修含む))を修了し、適格と認められた者に対して資格を認定する。なお、WA認定国際審判員(IJステータスに限る)については、認定検定試験および実務研修を免除する。審判員資格の委嘱は、所属加盟団体の推薦により認定講習会を受講

- し、認定試験に合格した者について、本連盟理事会がこれを承認する。認定試験の合格者は、所定の実務研修を修了し、地区審判委員会が当該者を適格と認めた場合に、所属加盟団体からの申請に基づき、本連盟会長が委嘱する。なお、実務研修は認定試験の前後いずれにおいても実施することができる。
- 3 2級公認審判員は、審査時に3級公認審判員であって、加盟団体が主催または後援する認定講習会および認定試験の結果に基づき、本規程第7条第2項に基づいて加盟団体が審査し、適格と認められた者について、地区審判委員会がその審査内容を確認し、承認した上で資格を認定する。審判員資格の委嘱は地区審判委員会の承認を得て所属加盟団体からの申請により、本連盟会長が委嘱する。
 - 4 3級公認審判員は、認定講習会の受講者の所属にかかわらず、加盟団体が本規定第7条3項に基づいて審査し、適格と認められた者に対して資格を認定する。審判員資格の委嘱は所属加盟団体からの申請により、本連盟会長が委嘱する。
 - 5 1級公認審判員の審査は、本連盟競技部の理事・執行役員にて構成する審査委員会にて実施する。審査委員は1級公認審判員とし、審判業務について高度の識見と卓越した技術を有し、指導できる者とする。
 - 6 2級公認審判員の審査に係る承認は、地区審判委員会が行う。地区審判委員会は、加盟団体が実施した審査内容を確認し、適格と認めた場合に承認するものとする。
 - 7 3級公認審判員の認定講習会および認定試験の実施は、1級公認審判員が担当する。
 - 8 2級および3級審判員認定講習会を主催した加盟団体は、当該講習会の受講者の所属にかかわらず、講習会を受講した者について審査を行うことができる。加盟団体は、受講者の所属にかかわらず、以下の報告書を本連盟に提出しなければならない。
 - (1) 審判講習会終了報告書（講習日時、会場、講師氏名、講習内容を含む）
 - (2) 受講者名簿
 - (3) 認定試験の合否判定
 - (4) その他、加盟団体が実施した審査内容を確認できる書類
 - 9 2級および3級公認審判員の認定講習会を受講し、当該講習会において実施される認定試験に合格した者は、講習会終了日から3ヶ月以内に所属加盟団体を通じて申請しなければならない。期限内に申請が行われなかった場合は、当該講習会の受講および試験結果は無効とする。

- 10 公認審判員として認定された者は、本連盟所定の認定登録申請用紙に必要事項を記入し、登録料を納付することにより、公認審判員としての登録が完了する。
- 11 公認審判員には、公認審判員証およびエンブレムを交付する。
- 12 公認審判員の資格の有効期間は、4年以内とし、夏期オリンピック開催年の第1四半期内に更新することによって継続することができる。
- 13 公認審判員は本連盟の競技規則が発行される都度、購入しなければならない。
- 14 その他 理事会で相当と認められた者には認定を与えることがある。

第 7 条 （ 認 定 基 準 ）

1 1 級公認審判員

- (1) 世界アーチェリー連盟（WA）競技規則および本連盟競技規則、並びにその他の諸規程およびその他のスポーツ理念全般に精通していること。
- (2) 2 級公認審判員として5年以上の経験を有すること。
- (3) 本連盟が主催または公認した競技会において審判員またはDOSの任に直近5年以内で5回以上従事した者。
- (4) 本連盟が主催する1級公認審判員新規認定講習会を受講し、当該講習会において実施される認定検定試験に合格した者。

2 2 級公認審判員

- (1) 本連盟競技規則およびその他の諸規程に精通していること。
- (2) 3 級公認審判員として3年以上の経験を有すること。
- (3) 加盟団体が主催または公認した競技会において審判員として3回以上従事した者。
- (4) 加盟団体が主催または後援する審判講習会の課程を修了し、当該講習会において実施される認定試験に合格した者。

3 3 級公認審判員

- (1) 本連盟競技規則に精通していること。
- (2) 年齢が16歳以上で、本連盟の会員登録者であること。
- (3) 加盟団体が主催または後援する審判講習会の課程を修了し、当該講習会において実施される認定試験に合格した者。

第 8 条 （ 更 新 ）

公認審判員の資格の更新は、本連盟所定の更新登録申請用紙に必要事項を記入し、更新料を納付することによって、公認審判員として更新登録される。

- 1 1 級公認審判員は、加盟団体の申請に基づき、地区審判委員会が推薦した者であること。
- 2 2 級公認審判員は、加盟団体が推薦し、地区審判委員会が同意した者であること。
- 3 3 級公認審判員は、加盟団体が推薦した者であること。

- 4 その他、理事会で相当と認められた者には更新を許可することがある。

第 9 条（資格の喪失）

公認審判員は、次の各項のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 更新登録しなかったとき。
- 2 加盟団体の所属を失ったとき。
- 3 2年以上競技役員・大会役員の任に当たらなかつたとき。もしくはW A・W A Aまたは本連盟および加盟団体が開催する審判員研修会に、2年以上出席しなかつたとき。
- 4 理事会において、公認審判員として不適格であると認められたとき。
- 5 本条2～3項に該当し、公認審判員の資格を喪失したときは、加盟団体長は当該公認審判員にその旨通知し、且つ本連盟に通知する。
本条4項に該当し、公認審判員の資格を喪失したときは、当該公認審判員にその旨通知する。
- 6 前項の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、通知を受けた日から1ヶ月以内に、本条2～3項に該当する者は加盟団体長に、本条4項に該当する者は本連盟会長に再審査を請求することができる。
- 7 本条4項の規程によって公認審判員の資格を喪失した者は、4年間は再申請することができない。

第 10 条（審判員の指定）

本連盟および加盟団体が主催または公認する競技会の競技委員長、審判長、D O Sおよび審判員は、すべて公認審判員をもって構成しなければならない。

第 11 条（登録料および更新料）

公認審判員の登録料および更新料は次のとおりとする。ただし、認定通知後3ヶ月以内に納入しない場合には認定を取り消すことがある。

	登録料	更新料
1級公認審判員	5,500円	3,500円
2級公認審判員	4,500円	2,500円
3級公認審判員	3,500円	1,000円

第 12 条（資格の復活）

特別な理由（海外勤務、傷病・出産等による活動停止等）によって資格を一旦喪失した者は、次により資格を復活させることができる。

- 1 1級公認審判員は、加盟団体の申請に基づき、地区審判委員会が推薦した者について本連盟が試験を行い、それに合格すること。
- 2 2級公認審判員は、加盟団体が資格審査を行った上で推薦し、地区審判委員

会が同意すること。

3 3級公認審判員は、加盟団体が資格審査を行った上で推薦すること。

第 1 3 条（地区審判委員会）

各地区に地区審判委員会を設けなければならない。地区審判委員会は、当該地区の1級公認審判員をもって組織し、当該地区の公認審判員の指導および管理にあたる。

第 1 4 条（改正）

本規程は、理事会の決議をもって改正することができる。

第 1 5 条（施行）

本規程は、昭和45年 4月 1日から施行する。

昭和45年	4月	1日	制定施行
昭和63年	4月	1日	改訂増補
平成6年	4月	1日	改訂増補
平成12年	4月	1日	改訂増補
平成14年	7月	1日	改訂増補
平成20年	7月	1日	改訂増補
平成22年	10月	1日	改訂増補
平成24年	10月	1日	改訂増補
平成28年	10月	1日	改訂増補
平成30年	10月	1日	改訂増補
令和2年	10月	1日	改訂増補
令和5年	12月	1日	改訂増補
令和6年	4月	1日	改訂増補

2026年 4月 1日 改訂増補（施行：2027年 4月 1日）

復讐の禁

審判員服装規程

複式丸林

目 次

審判員服装規程

第1条	目 的	<u>175</u>
第2条	適 用	<u>175</u>
第3条	服 装	<u>175</u>
第4条	その他の服装	<u>175</u>
第5条	改 正	<u>175</u>
第6条	施 行	<u>176</u>

審判員服装規程

第 1 条（目的）

本規程は、競技会において審判員が所定の服装を着用することによって、各自が審判員であることを自覚し且つ審判員の品位を高め、競技の公正を期すると共に、競技者が審判員の所在を容易に識別可能とし、必要に応じて判定を求めることを容易にすることを目的とする。

第 2 条（適用）

本規程は、（公社）全日本アーチェリー連盟（以下本連盟という）の公認競技会における競技役員のうち審判員（審判長を含む、以下同じ）のみに適用し、他の大会役員または競技役員および競技者（監督を含む、以下同じ）は本規程の服装を着用することができない。

ただし、競技会において審判員が統一したブレザー、ジャンパー、指定色以外のポロシャツ等を着用することによって、競技者と容易に識別可能となるときはこの限りではない。

審判員は、本連盟の公認競技会以外の競技会においても本規程の服装を着用することが望ましい。

第 3 条（服装）

審判員の服装は、上衣および帽子についてこれを定める。

上衣は半袖または長袖のポロシャツで、その色は赤色とする。

帽子は、前面にツバを有するキャップ型で、色は赤色とし、特に公認審判員の資格を示す必要のあるときは、帽子左側面にその資格に応じたエンブレムを貼付するものとする。

防寒または防水衣を着用するときには、指定の帽子は必ず着用し、常に競技者から容易に識別可能としなければならない。

第 4 条（その他の服装）

- 1 その他の服装は、下衣はベージュ系のスラックスまたはスカートとする。
ただし、その競技会の審判員全員が統一して、他の色のものを着用する場合はこの限りでない。
- 2 フィールドアーチェリーなどにおいては前項によらず機能的かつ安全な服装を着用する。

第 5 条（改正）

本規程は、理事会の決議をもって改正することができる。

第 6 条（施行）

本規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

平成 2 年 4 月 1 日	制定施行
平成 1 2 年 4 月 1 日	改訂増補
平成 2 4 年 1 0 月 1 日	改訂増補
平成 2 8 年 1 0 月 1 日	改訂増補
平成 3 0 年 1 0 月 1 日	改訂増補
<u>2 0 2 6 年 4 月 1 日</u>	<u>改訂増補</u>

日本記録の承認および管理要領

目 次

日本記録の承認および管理要領

1. 記録の種類	<u>179</u>
2. 個人記録および団体記録	<u>179</u>
3. 新記録の対象	<u>180</u>
4. 新記録の定義	<u>180</u>
5. 新記録の申請	<u>180</u>
6. 新記録の承認	<u>181</u>
7. 新記録の広報	<u>181</u>
8. 記録の管理	<u>181</u>
9. 日本国際記録	<u>182</u>
10. 記録の表示および管理	<u>182</u>

日本記録の承認および管理要領

日本記録の管理は日本記録、日本U 2 1 記録・日本U 1 8 記録・日本5 0 + 記録、日本国際記録とする。

1. 記録の種類

(公社)全日本アーチェリー連盟(以下本連盟という)で公認する日本記録、日本U 2 1 記録、日本U 1 8 記録、日本5 0 + 記録は、日本国籍を有し、本連盟に会員登録している競技者による記録とする。

日本国際記録は、国籍を問わず、本連盟に会員登録している競技者による記録とする。

これら記録の区分および基本的取扱いは、本連盟競技規則第1 2 1 条(記録の種類)に定めるところによる。

2. 個人記録および団体記録

個人とは、本連盟に所属し会員登録したものをいう。

団体(チーム)とは、アーチェリー競技を行う団体で本連盟に登録した会員により編成されたものをいう。

団体記録において、構成員に1名以上の外国籍選手が含まれる場合、その記録は日本国際記録として扱う。

登録団体(チーム)

- ① 全日本学生アーチェリー連盟に所属する者をもって構成される団体(チーム)

(所在する単一大学の在學生で編成された団体)

- ② 全国高等学校体育連盟アーチェリー専門部に所属する者をもって構成される団体(チーム)

(所在する単一高等学校の在學生で編成された団体)

記団体の複数校が統廃合により合同で編成された団体(年度途中で合同チームの登録を単独のチーム登録に変更することはできない)

- ③ 中学生によって構成される団体(チーム)

(所在する単一中学校の在學生で編成された団体、都道府県または市区町村アーチェリー協会(連盟)、アーチェリークラブチーム、スポーツ少年団その他の地域団体に所属する中学生で編成された団体)

- ④ 小学生によって構成される団体(チーム)

(所在する単一小学校の在學生で編成された団体、都道府県または市区町村アーチェリー協会(連盟)、アーチェリークラブチーム、スポーツ少年団その他の地域団体に所属する小学生で編成された団体)

- ⑤ 全日本実業団アーチェリー連盟に所属する者をもって構成される団体（チーム）
（事業所単位で編成された団体）
- ⑥ その他、国民スポーツ大会・国際競技会で編成された団体（チーム）

3. 新記録の対象

- ① 新記録の対象となる得点記録は、本連盟が公認している競技会もしくはWA・WAA等が公認する競技会の得点記録でなければならない。
- ② 本連盟が日本記録として管理する種目・カテゴリーは、本連盟が国内で実施し、かつ管理対象として定めたものに限る。
- ③ 管理対象として新たに追加された種目またはカテゴリーについては、管理開始日を定め、管理開始日以降に実施された公認競技会の得点記録を新記録の対象とする。

4. 新記録の定義

- ① 得点が既存の記録を少なくとも1点上回った場合、新記録として認定する。
- ② アウトドアアーチェリーで満点の場合、X（インナー10）の数が既存の記録より少なくとも1個多いことが新記録認定の条件となる。

5. 新記録の申請

公認競技会の種類により申請は次のとおりとする。

- ① 本連盟が派遣するWA・WAA等が主催する国際競技会および本連盟が主催する競技会（選考会も含む）で新記録が樹立された場合、新記録承認申請書の提出は不要とする。
- ② 上記以外のWA・WAA等が公認する競技会で新記録が樹立された場合、競技者本人が新記録承認申請書（競技・様式4号）に競技会プログラムおよび成績表を添えて加盟団体に提出する。加盟団体は内容を確認し、本連盟に申請する。
- ③ 上記以外の本連盟が公認する競技会で新記録が樹立された場合、申請は次の手順によるものとする。
 - a. 競技者本人は、競技会終了時点で日本記録が樹立されたことを確認した場合、主催者に対して新記録承認申請の実施を依頼するものとする。
 - b. 主催者（競技委員長）は、競技者から新記録承認申請の依頼を受けた場合、新記録承認申請書（競技・様式4号）にスコアカード（コピー可）、競技会プログラムおよび成績表を添えて、本連盟に申請する責任を負う。

c. 主催者が作成したスコアカード・成績表等の内容の正確性については、主催者が責任を負うものとする。

- ④ 新記録承認申請書は記録樹立日から30日以内に本連盟に到達していなければならない、合理的な理由なく申請期限を過ぎた場合は受理しないものとする。ただし、申請期限の経過は当該得点記録の事実を否定するものではない。
- ⑤ 日本記録（およびU21/U18/50+記録）の認定にあたり、競技者は日本国籍を証明する書類を提出しなければならない。
- ⑥ 国籍確認は、記録申請時に行うものとする。
- ⑦ 国籍情報は本連盟が厳重に管理し、記録認定以外の目的には使用しない。

6. 新記録の承認

- ① 本連盟が派遣するWA・WAA等が主催する国際競技会および本連盟が主催する競技会で新記録が樹立された場合、直ちに承認を行い、後日開催される理事会において確認する。
- ② 上記以外の競技会で新記録が樹立された場合、本連盟競技部は提出された申請書に基づき記録・選手資格等の確認・審査を行い、理事会に提出して承認を得る。
ただし、理事会の開催時期の都合により、文書による場合がある。
- ③ 新記録の承認は、樹立日を基準とする。
- ④ 同じ日に2名またはそれ以上の競技者が同点で新記録を樹立した場合、その競技者全員を共同記録保持者とする。
- ⑤ ミックス団体戦において、同じ性別の競技者が同じ得点の新記録を予選ラウンドで記録した場合、10点数および/またはX数が多い競技者を記録保持者とする。10点数および/またはX数が同数の場合、別の性別の競技者と共に、両方のチームを共同記録保持者とする。
男子または女子の団体戦において、1つのカテゴリーに同じチームから4名の競技者が予選ラウンドに参加していて、3番目と4番目の順位の競技者が予選ラウンドで同じ得点を記録した場合、10点数および/またはX数が多い競技者を記録保持者とする。10点数および/またはX数が同数の場合、両名をそのチームの他の2人の競技者と共に共同記録保持者とする。

7. 新記録の広報

本連盟競技部は理事会で新記録が承認されたら、「日本記録一覧表」の更新を行い、各加盟団体に送付またはホームページに表示する。

8. 記録の管理

本連盟競技部は年度末には日本記録一覧表（3月31日現在）を作成し、ホームページに掲載する。また更新に伴い認定後1ヶ月以内ホームページ「日本記

録一覧」の更新をする。

9. 日本国際記録

- ① 日本国際記録は、国籍を問わず、本連盟に会員登録している競技者が日本国内で開催された公認競技会において樹立した記録のうち、当該種目の日本記録を上回る記録を対象として管理する。
- ② 日本記録が更新された場合、当該種目の日本国際記録は、日本記録が日本国際記録を上回るまでの間、参考記録として管理するものとし、日本記録が日本国際記録を上回った時点で日本国際記録の管理を終了する。
- ③ 団体（チーム）に外国籍選手が1名以上含まれる場合、その団体が樹立した記録が日本記録を上回るときは、日本国際記録として管理する。
- ④ 日本国際記録の申請および承認手続きは、日本記録の申請および承認に準じて行うものとし、記録樹立日から30日以内に本連盟に到達していなければならない。
- ⑤ 外国籍の競技者が日本で生まれ育ち、日本の教育を受けている場合であっても、日本国籍を有しない限り日本記録の対象とはならず、日本国際記録として扱う。

10. 記録の表示および管理

プログラム・記録管理は下記で表示、管理を行う。

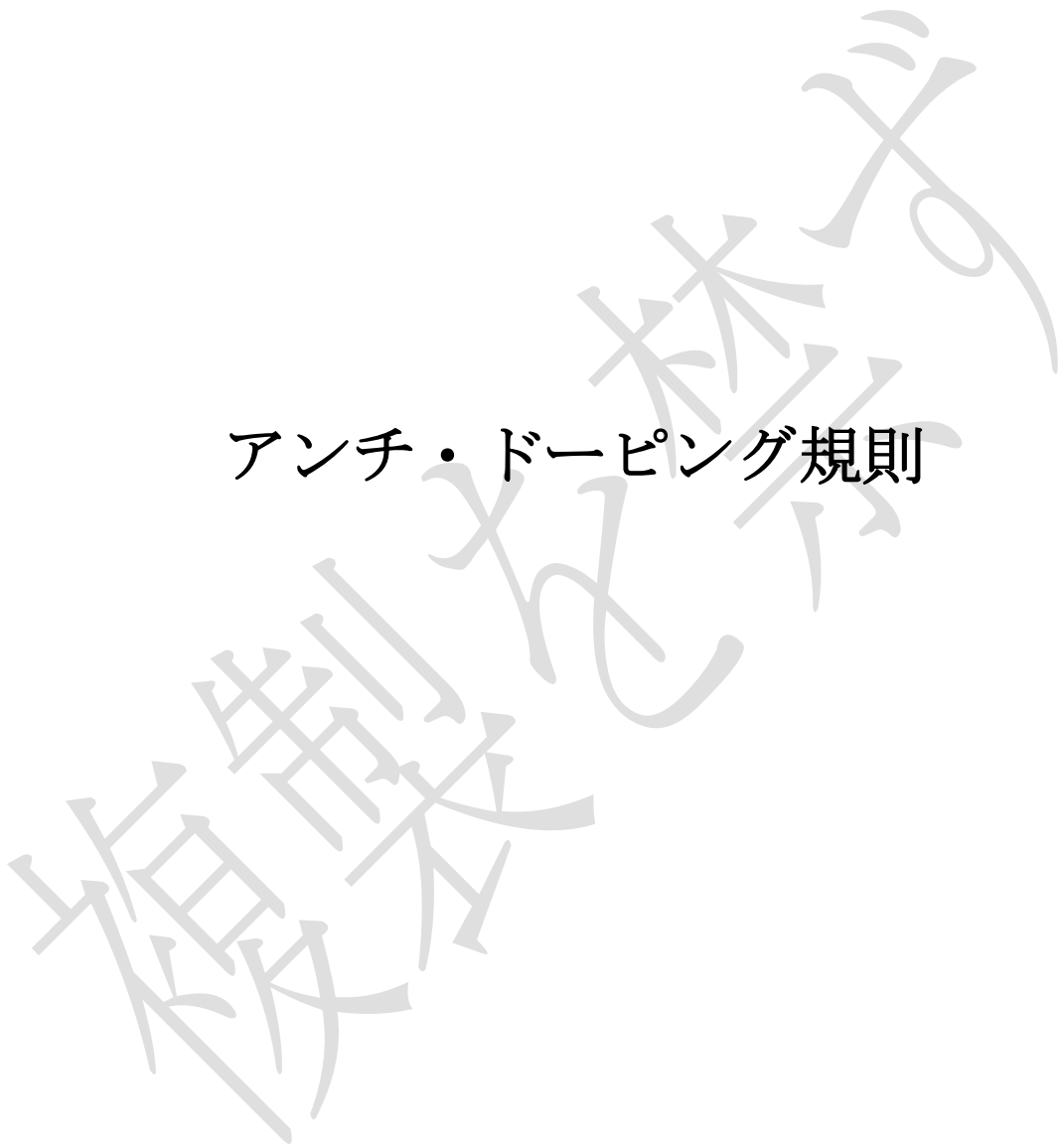
- ① 日本記録（日本国籍）
- ② 日本U21記録（日本国籍）
- ③ 日本U18記録（日本国籍）
- ④ 日本50+記録（日本国籍）
- ⑤ 日本国際記録（外国籍）

5種とする。

日本国際記録は、日本記録を上回っている期間に限り、日本記録一覧表とは区別して表示するものとする。

令和 4年 4月 1日 改訂増補
令和 6年 4月 1日 改訂増補
2026年 4月 1日 改訂増補

アンチ・ドーピング規則



復讐の禁

アンチ・ドーピング規則

以下の規則は、WADA（世界アンチ・ドーピング機構）の世界アンチ・ドーピング規程およびJADA（日本アンチ・ドーピング機構）の日本アンチ・ドーピング規程、並びにWA（世界アーチェリー連盟）アンチ・ドーピング規則変更の対象である。WADA（<http://www.wada-ama.org/> → prohibited list）およびJADA（<http://www.playtruejapan.org/>）のウェブサイトまたはWA（<http://www.worldarchery.sport/>）のウェブサイトで最新の禁止表を参照のこと。

まえがき

ここに記載するアンチ・ドーピング規則は、日本アンチ・ドーピング規程の下において適用、実施され、アーチェリー競技におけるドーピングを根絶する永続的な努力を促すものである。

アンチ・ドーピング規則は、競技会の規則と同様に、スポーツを行う場合の諸条件を定めるスポーツの規則である。これらは、アンチ・ドーピングの原則の強化を一貫して進めるためのもので、各種法令とは性質が異なり、刑事手続や民事手続に適用される要件や法的基準の対象になったり制限を受けたりするものではない。かかる事案の裁定を行う際には、すべての裁判所、仲裁裁判所および他の裁定機関はこの規則の性質、また本規則に定められた趣旨および最低限の基準は、フェアなスポーツを志す各関係者の合意を示すものであることを理解、尊重するものとする。日本アンチ・ドーピング規程に示される通り、本連盟はドーピング・コントロールの全ての手続の実施についての責任を負う。本連盟はドーピング・コントロールもしくはアンチ・ドーピング教育をJADAなどの第三者に委託することができるが、委託された第三者は日本アンチ・ドーピング規程、国際基準、本規則に則り各手続を実施しなければならない。本連盟がJADAまたは他の委託された第三者にドーピング・コントロールの全てまたは一部の業務を委託する場合、本規則における本連盟に係る記述は、適用される範囲で全てJADAまたは委託された第三者を指すものとして理解される。本連盟は、委託された業務が確実に日本アンチ・ドーピング規程に従って実施されることに対して責任を負う。

アンチ・ドーピング規則の基本原則

アンチ・ドーピング・プログラムの目標は、スポーツ固有の価値を保護することである。これは、「スポーツ精神」と呼ばれ、競技者が備える才能を磨き上げることを通じた人間の卓越性の倫理的追求である。アンチ・ドーピング・プログラムは競技者の健康を守り、競技者が禁止物質、方法を使用することなく人間的卓越性を追

求する機会を提供することを目指す。

アンチ・ドーピング・プログラムは、ルール、他の競技者、公正な競技、一様な競技場、そしてクリーン・スポーツの価値を実現、維持することを目指す。

スポーツの精神は、人間の魂、身体および心を祝福するものであり、次に掲げる事項を含む、スポーツに内在し、スポーツを通して実現する価値に反映されている。

- 健康
- 倫理観、フェアプレーと誠意
- 競技者の権利
- 卓越した競技能力
- 人格と教育
- 楽しみと喜び
- チームワーク
- 献身と真摯な取り組み
- 規則・法を尊重する姿勢
- 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- 勇気
- 共同体意識と連帯意識

スポーツ精神は、「プレー・トゥルー」を通して表現される。ドーピングは、スポーツ精神に根本的に反するものである。

本規則の適用詳細は、下記参照のこと。

「日本アンチ・ドーピング規程」および その付属文書

https://www.playtruejapan.org/entry_img/jadacode2021.pdf

世界アンチ・ドーピング規程 2026禁止表国際基準

https://www.playtruejapan.org/entry_img/2026_prohibited_List_jpn.pdf